

第Ⅳ期基本計画について

1 公的統計基本計画とは

- ◆ 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆ 目的：公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 改定手続：おおむね5年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議
- ◆ フォローアップ：毎年、基本計画の実施状況を取りまとめて公表するとともに、統計委員会において実施状況を評価

2 第Ⅳ期基本計画の策定

- ◆ 第Ⅲ期基本計画（平成30年3月閣議決定（令和2年6月一部改定））は、令和4年度までの計画期間。公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅳ期基本計画（令和5年度からの5年間）を策定

（参考）策定までの経緯

- ・ 統計委員会の令和3年度統計法施行状況に関する審議において、次期基本計画に関する基本的な考え方について審議し（令和4年5月～12月）、その結果が統計委員会の意見（「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の取組状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（令和4年12月27日）」）として取りまとめられ、総務大臣へ提出
- ・ 同意見を踏まえ、基本計画の案を作成して、統計委員会へ諮問（令和5年2月1日）。パブリックコメントの結果も参照しつつ、審議が進められ、答申（令和5年3月7日）
- ・ 答申を踏まえ、各府省協議を経て、基本計画の案を取りまとめの上、閣議決定（令和5年3月28日）

第Ⅳ期基本計画の概要①

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

<基本的な視点>

1. 社会経済の変化に的確に対応する公的統計の府省横断的整備の推進
2. 統計の国際比較可能性の向上
3. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
4. 品質の高い統計の作成のための基盤整備
5. デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成

【「総合的な品質の高い公的統計」の適時かつ確実な提供を目指す】

施策展開

第2 公的統計の整備に関する事項

第3 公的統計の作成・提供・利用の
基盤整備

【別表】

今後5年
間に講じ
る具体的
施策

第4
基本計画の推進

第Ⅳ期基本計画の概要②

第2 公的統計の整備に関する事項

- 国民経済計算について、GDPの精度の向上、SUT体系への移行の計画的推進
- サービス産業を対象とした月次基幹統計の整備に向けた検討
- 経済のデジタル化等の実態を把握するための新たな枠組の検討
- 国民経済計算の新たな国際基準に係る国際的な議論への積極的関与
- SDGグローバル指標について、新しい情報源の活用可能性の検討も含めた整備推進
- 外国人の雇用・労働に係る統計の整備

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

- 業務マニュアルの整備、統計作成のPDCAサイクルの確立など品質管理の取組の推進
- オンライン調査の推進（オンラインによる回答割合の向上（企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指し、調査システムの改善等））、汎用集計ツールの開発など統計作成のデジタル化の推進
- 政府統計ポータルサイト（e-Stat）について、データ提供の拡充、検索性向上など機能改善
- 安全性を確保しつつ、調査票情報の利活用を可能とするオンサイト施設の拡大、リモートアクセスの実証実験の検討
- ビッグデータの活用（ビッグデータ保有者（企業）とユーザー（行政機関）のマッチング等の場の整備等）

第4 基本計画の推進

- 基本計画の推進体制、統計委員会によるフォローアップ等